

職員健康管理の概要

滋賀県教育委員会事務局
教職員課健康福利室

2 安全衛生管理体制概要

項 目	選 任 基 準	職 務 内 容	根拠法令
総括安全衛生管理者	教育次長 (あらかじめ教育長が指名する事務局の職員)	安全衛生管理業務を総括管理する。	法第10条 令第2条
安全衛生管理責任者	健康福利室長	総括安全衛生管理者の職務を補助する。	
衛生管理者	事務局(健康福利室)および職員数50人以上の教育機関に置く	所属長等の指揮を受け、次の職務を行う。 ①健康管理の防止措置に関すること ②衛生教育の実施に関すること ③健康保持増進のための措置に関すること ④職場巡視に関すること	法第12条
衛生推進者	すべての教育機関に置く [養護教諭等]	衛生管理者を置く教育機関にあつてはこれを補助し、衛生管理者を置かない教育機関にあつてはその職務に相当する職務を行う。 (主として職員の健康管理を担当する。)	法第12条の2 則第12条の2
安全衛生担当者	すべての職場に置く [庶務担当者等]	事務局にあつては所属長を補助し、教育機関にあつては衛生管理者および衛生推進者を補助する。	
産業医	事務局(健康管理室)および教育機関に置く	次に掲げる職務を行う。(医学的事項) ①健康診断、面接指導等の実施およびその結果に基づく職員の健康保持に関すること ②職場環境の維持管理に関すること ③①②の他、職員の健康管理に関すること ④健康教育および健康相談に関すること ⑤衛生教育に関すること ⑥健康障害の原因調査等に関すること ⑦職場巡視に関すること	法第13条 令第5条
作業主任者	法定作業を行う職場	次に掲げる職務を行う。 ①作業に従事する職員の指揮に関すること ②安全点検等に関すること ③安全用具等の使用状況に関すること	法第14条 令第6条
総括安全衛生委員会	事務局に置く 〔委員11人以内〕 庶務は健康福利室	県教委全体の問題について総合的に調査審議する。 委員長以外の委員の半数は職員代表とする。	
地方安全衛生委員会	職員数50人以上の教育機関に置く (委員9人以内)	当該職場の問題について調査審議する。 委員長以外の委員の半数は当該所属職員の代表とする。	法第18条 令第9条
健康管理懇話会	事務局に置く 〔委員14人以内〕 庶務は健康福利室	職員の安全および健康の確保ならびに快適な職場環境の形成の促進に関する事項について医学的立場からの意見を聴く。	

(注) 「法」：労働安全衛生法 「令」：労働安全衛生法施行令 「則」：労働安全衛生規則

3 総括安全衛生委員会

総括安全衛生委員会（委員11名）を設置し、毎月1回委員会を開催し、教職員の安全衛生に関する事項について総合的に調査審議を行う。

4 健康管理懇話会

健康管理懇話会（委員9名）を設置し、年1～2回程度開催し、教職員の安全および健康の確保ならびに快適な職場環境の形成の促進に関する事項について、医学的立場から意見を聴く。

5 産業医・健康管理医

産業医設置要綱等に基づき産業医、健康相談医について下記のとおり選任している。

(1) 産業医、健康相談医の選任

県立学校	教育委員会産業医 各県立学校産業医
県教委事務局、県立学校以外の教育機関	教育委員会産業医
特別支援学校腰痛等予防対策（整形外科）	教育委員会産業医
県教委事務局、教育機関（県立学校を含む）	健康相談医（精神科）

6 衛生管理者

(1) 衛生管理者の選任

衛生管理者については、県教委事務局・県立学校以外の教育機関においては教職員課健康福利室保健師2人を衛生管理者として選任し、県立学校においては、資格を有する副校長、教頭または事務長の中から衛生管理者を選任している。

(2) 衛生管理者の養成

主に県立学校の教頭職にある教員、事務長および事務局職員を対象に衛生管理者の養成を行っている。

7 衛生推進者、安全衛生担当者

教育委員会事務局各課には、安全衛生担当者を1人ずつ選任している。

また、学校以外の教育機関および県立学校には、衛生推進者と安全衛生担当者を1人ずつ選任し、それぞれ衛生管理者をサポートしている。

第2 健康相談・安全衛生教育

1 健康相談等

(1) 産業医による健康相談

- ①開設日時・場所 毎週木曜日の午前、午後 大津合同庁舎3階 健康相談室
- ②相談員 事務局産業医（内科医）

(2) 産業医による健康相談（腰痛等予防に関すること）

- ①開催日時・場所 随時（相談場所については別途調整）
- ②相談員 教育委員会産業医（整形外科）

(3) 保健師による健康相談

- ①開設日時・場所 随時 大津合同庁舎3階 健康相談室および県立学校（希望時）
- ②相談員 健康福利室保健師

(4) メンタルヘルス対策

①相談事業

i 精神保健相談（復職支援にかかる相談を含む）

- ア 開設日時・場所 毎月2回（木曜日） 大津合同庁舎3階 健康相談室
- イ 相談員 健康相談医（精神科）

ii こころの相談室

- ア 開設日時・場所 毎月2回（水曜日）
大津合同庁舎3階 健康相談室
- イ 相談員 心理カウンセラー（臨床心理士）

②ストレスチェックの結果による面接指導

ストレスチェックの結果により、高ストレス者への面接指導を実施する。

③ストレスチェック（職場環境改善）研修会

ストレスチェックを実施した各県立学校の学校長および衛生管理者（副校長・教頭）等の管理職や教委事務局各課等の管理職等が集団分析結果をもとに職場の状況を把握し、職場環境改善に必要な知識を習得することにより、明るく活気のある職場環境づくりを推進できるよう研修会を開催する。

④ストレスチェック（職場環境改善）個別研修

ストレスチェックを実施した県立学校のうち、健康福利室が選定した学校に対して、個別に研修を実施することにより、各学校における職場環境改善の取組を支援する。

⑤復職支援

復職時の勤務軽減や、復職前に実施する試し出勤制度の有効的な活用など、円滑な復職を支援する。

(5) 長時間労働対策

長時間労働を行った一定の要件に該当する職員に対し、医師等による面接指導を実施する。

面接対象者

- ①月 80 時間を超える時間外労働を行った職員
- ②月 45 時間を超え 80 時間以下の時間外労働を行った職員で面接指導を希望する職員

2 安全衛生教育

(1) 衛生管理者会議

職員の安全衛生管理の充実および快適な職場環境の形成を一層推進するため、衛生管理者会議を開催する。

(2) 心とからだの健康づくりセミナー

滋賀県教育委員会職員メンタルヘルス対策指針では、管理監督者等に対するメンタルヘルス教育を実施し、職員のセルフケア能力の向上と推進をはかることとしている。

管理監督者等が、職場においてメンタル不調を呈している職員に早期に気付き、受診勧奨や円滑な職務の遂行と休職者のスムーズな職場復帰につなげるための必要な知識と技術を高めることを目的として開催する。

(3) 腰痛等予防教室

目的： 特別支援学校では、児童生徒の介助作業（食事・排泄・更衣・移動等）を伴うことが多くあることから、腰痛や頸肩腕障害を持つ職員が普通学校に比べて多い。腰痛や頸肩腕障害の発生予防あるいは悪化予防をするためには、作業環境管理・作業管理・健康管理が不可欠であるが、これは職場全体で推進するとともに、各職員自身が日常業務のなかで常に意識し実行することが必要である。

このため、腰痛や頸肩腕障害の予防についての意識づけと技術の取得ができるようにする。

対象者：①特別支援学校職員で、衛生管理者や安全衛生委員会委員など所属における腰痛等予防対策を推進する者。

②特別支援学校職員で、障害児の介助等の業務経験が浅い者。（採用後の年数が浅い者ならびに普通学校からの異動者等）

(4) 県立学校における健康教育等

職員の健康の保持増進を図るため、各県立学校で企画して健康教育や健康相談を実施。

(5) 産業医による職場巡視

①事務局職場巡視

事務局産業医および衛生管理者による職場巡視を実施。

②県立学校職場巡視

県立学校産業医および衛生管理者による職場巡視を実施。

③腰痛等予防対策職場巡視

教育委員会産業医（整形外科）による特別支援学校等の腰痛等予防対策にかかる職場巡視を実施。

第3 健康診断実施概要

事業名		実施予定時期	対象者	実施場所	
定期健康診断	胸部X線検査(結核の有無)	4月から6月	全職員	各県立学校および事務局巡回	
	計測 身長・体重・腹囲 視力・聴力・血圧				
	尿検査(糖・蛋白)				
	血液検査 貧血検査 肝機能検査 血中脂質検査 血糖検査				
	血清クレアチニン検査				
	心電図検査				
	眼底検査				
	診察				
	胃の疾病の有無	9月から11月	40歳以上の県立学校職員	各県立学校巡回	
がん検診	胃がん検診	9月から11月	40歳以上の希望者 (事務局職員)	事務局	
特別健康診断	B型肝炎	HBs抗原抗体検査	4月から6月	・県立学校養護教諭 ・盲学校理療科教員	各県立学校巡回 (定期健康診断と同時実施)
		予防接種	抗原抗体検査後 3回実施	上記のうち抗原抗体検査の結果、必要な者	
	C型肝炎検査 HCV抗体検査 HCV RNA核酸増幅検査	4月から6月	盲学校理療科職員	盲学校 (定期健康診断と同時実施)	
	腰痛等検診	1回目 6月30日まで 2回目 2月28日まで	各特別支援学校職員 (年2回)	特別支援学校	